

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」（第9回）議事要旨

【開催日時】 平成14年11月13日（水） 午前10時～11時55分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 証券決済制度改革の推進等に関するコンサルティングの報告書について
2. その他

【議事要旨】

1. 証券決済制度改革の推進等に関するコンサルティングの報告書について

当ワーキング・グループでは、発足当初から証券決済制度改革の推進に資するため、コンサルティングの活用について計画しており、アクセンチュア(株)とトレードウィン(株)に調査を委託したところである。報告書作成に当たっては、6月以降、ほぼ毎週、コンサルティング会社と当ワーキング・グループのコア・メンバーの方々と会合を持ち、証券決済制度改革に関するコンサルティング作業(証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)の作成作業等)を進めてきたところである。

今般、報告書「証券決済制度改革の推進に向けて(案)」が取りまとめられたので、その内容についてアクセンチュア(株)の担当者から説明が行われた。また、同担当者からは、同報告書に関連して、アメリカにおける証券決済制度改革における最近の動きについても併せて報告が行われた。

また、引き続き、斉藤委員(株証券保管振替機構)より、(株証券保管振替機構)における最近の検討状況について説明が行われた。

主な意見

- ・ 証券決済制度改革実現に向けた今後のマスタースケジュールが示されたことにより、今後の課題等が明確化されたので、大変評価できる。
- ・ 証券受渡・決済制度改革懇談会が平成12年3月に取りまとめた「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」の中で、決済期間の短縮化についての検討に当たっては、株式、一般債、国債の取引を中心に2002年度中を目途に決済期間のT+1を実現することを前提とする旨の記述があり、今回、その見直しをすることだったと思うが、実現時期を先送りしたという印象を与えないよう、具体的にどの時期を目指すのかということを示した方がよいのではないか。

報告書では、「決済期間短縮の実現」を改革の目標として掲げ、商品特性に応じた決済期間の短縮を目指すこととしており、商品別の具体的な時期については、今後、各検討主体において実務的な検討が行われる際に明確になっていくものと思料される。

- ・ 今後、特に留意すべき課題として、株券不発行制度については、保振法に基づく振替決済と、ペーパーレス株式の振替決済の2方式の「並立が想定されるため」と「並立」

をあたかも肯定的に記述するのではなく、一斉切り替えの方向性を指摘すべきではないか。

法制審議会では株券不発行への移行方法はまだ結論は出ていないが、議論のタキ台となっている中間試案で会社の定めにより不発行を選択する形になっていたのがこのように記述しているが、現在審議中であるので誤解を与えないような表現に改めることとしたい。

投資家サイド、発行者サイドのことを勘案すると、一斉切り替えとする方が理解を得られやすいと思われる。また、業者の立場としても一斉切り替えの方がシステム負担等の観点から望ましい。このような対応をするためには、関係者全体で対応する必要があるので、今後は、そのような点について理解を得られるよう努めていく必要があると考える。

- ・ SIA(米国証券業協会)のビジネスケースモデル小委員会では、T+1によるリスク削減の規模やT+1対応のための業界全体としてのコスト・ベネフィット分析等が行われていた。今回の報告書では、商品毎のマイルストーンは示されたが、参加者毎のコスト・ベネフィット分析は行われていない。ある程度分析をしておかないと方向性がずれていく可能性があるのではないかと懸念している。

今回の作業内容には、コスト・ベネフィット分析は含まれていないので報告書には盛り込まれていないが、当該分析は、今後、次のステージとして必要になるとと思われる。

今回示されたマイルストーンからフェージング(時期的な「ずらし」)の必要性が重要な課題として浮かび上がっている。今後、各小委員会等でコスト・ベネフィット分析を踏まえた形でのマイルストーンを早急に固める必要がある。

- ・ 今後の検討に当たっては、業界横断的な強力な推進体制が必要になると考えているが、このような推進体制の強化についてのスケジュール観はどうなっているか。今後、株券の不発行化制度等大きな課題があるので、当面は啓蒙活動に軸足を置きつつ、推進体制の強化については、今後の展開を見ながら、関係者と詰めていきたいと考えている。

2. その他

事務局から、証券決済制度改革の推進等に関するコンサルティングの報告書に関するPR・啓蒙活動について説明が行われた。

主な意見

- ・ 報告書の要約の英訳版を作成されるとのことだが、諸外国の方々に、我が国における証券決済制度改革の推進に関する取組みについて理解を深めてもらう必要があるため、是非当該英訳版を早めに作成し、関係者に配布する等周知に努めてほしい。
- ・ CPSS (G10 諸国の中央銀行からなる支払・決済システム委員会) 及び IOSCO (証券監督者国際機構) は、「証券決済システムのための勧告」を共同で公表しているが、現在

同勧告の実現状況についての評価作業を行っている。報告書の要約の英訳版は、そのような評価に当たっての一つの有益な材料になるものと思われる。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

TEL : 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。